

問い合わせ 福祉課 ☎82-3783

1か月児健康診査費用助成事業

1か月児健康診査は、赤ちゃんの成長や発達、保護者の方の心配事や気になることを確認する大切な健康診査です。受診機関により助成方法が異なりますので、ご確認の上、受診をしてください。

対象者 医療機関（助産所・助産院を除く。）が実施する保険適用外の健康診査で、概ね生後 1 か月（生後2か月まで）のお子さん（検査日に大台町に住所を有する者）

助成回数 対象のお子さん1人につき1回限り

手続き方法

「松阪地区医師会管内実施医療機関で受診する場合」

医療機関の窓口①1 か月児健康診査結果票、② 母子健康手帳、③ マイナ保険証等を提出し、公費負担額（6,000 円）で受診できます。

「上記以外の実施医療機関（助産所・助産院を除く。）で受診する場合」

医療機関の窓口① 医療機関への依頼文書、② 母子健康手帳、③ 1か月児健康診査結果票、④ マイナ保険証等を提出し、受診します。全額自己負担での支払いの後、健康診査日から6か月以内に福祉課へ申請してください。

申請時に必要なもの

申請書（福祉課にあります）、母子健康手帳、1か月児健康診査に係る支払額がわかるもの（領収書（原本）・明細書）、受診した医療機関の結果の記入がある1か月児健康診査結果票、振込先の口座がわかるもの

※ 保険診療分については、助成の対象となりません。

問い合わせ 福祉課 ☎82-3783

子ども医療費助成

お子さんが医療機関へかかった際に支払った医療費の全額相当を助成します。

対象 18歳に達する日以後最初の3月31日までのお子さん

持ち物 お子さんの健康保険の情報がわかるもの、通帳（カード不可）

その他 保険診療以外の負担金は対象になりません。

対象者が未就学児の場合は、県内の医療機関等に限り、医療の窓口負担が無料になります。（令和7年9月以降は、18歳まで窓口負担無償化を拡充する予定です。）

問い合わせ 健康ほけん課 ☎82-3785